

会 議 録

- 1 附属機関の名称 水戸市個人情報保護審議会
- 2 開催日時 令和6年1月16日(火)午後1時30分から午後3時15分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎5階 会議室501
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 水口 二良, 古屋 等, 野口 宏, 町 英朋, 橋爪 英輔,
石川 知子, 田山 知賀子
 - (2) 執行機関
総務法制課 上垣外 泰之, 山田 政則, 根岸 正弥, 横倉 孝悠, 芳賀 美穂
デジタルイノベーション課 北條 佳孝, 山田 斉, 板橋 佳広, 大坪 祐季
市民課 渡邊 徳子
市民税課 佐々木 信也
収税課 村沢 晶弘
 - (3) 株式会社RSコネクト 1名
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 議題
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条に
基づく特定個人情報保護評価について
 - (2) 公開・非公開の別 公開
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る。) 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 諮問書
 - (2) 水戸市個人情報保護法施行条例
 - (3) 水戸市附属機関の会議の公開に関する規程
 - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抜粋)
 - (5) 特定個人情報保護評価に関する規則
 - (6) 特定個人情報保護評価書の概要について

- (7) 全項目評価書（案）について
- (8) 特定個人情報保護評価書（全項目評価）（住民基本台帳に関する事務）
- (9) 特定個人情報保護評価書（全項目評価）（個人住民税に関する事務）
- (10) 特定個人情報保護評価書点検結果報告書（住民基本台帳に関する事務）
- (11) 特定個人情報保護評価書点検結果報告書（個人住民税に関する事務）
- (12) 答申書

9 発言の内容

(事務局) 本日は、御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、ただいまから令和5年度第1回水戸市個人情報保護審議会を開会します。

本日の審議会は、任期を新たにしての最初の審議会でございますので、初めに会長及び副会長の選出を行いたいと存じます。会長及び副会長につきましては、委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(会長及び副会長の選出)

(事務局) ありがとうございます。会長を____委員、副会長を____委員と決定いたします。____委員、____委員、席の御移動をお願いいたします。

(席の移動)

(事務局) それでは、水戸市個人情報保護法施行条例第7条第1項の規定に基づきまして、____会長に議長をお願いいたします。

(議長) ただいま、会長に選出いただきました____でございます。審議の御協力をお願いいたします。

それでは始めに、この審議会の会議の公開等について事務局から説明願います。

(事務局) はい。この審議会は、お配りしました資料3の水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第3条に基づき、原則公開となります。また、同規程第7条により会議終了後に、会議録を作成し、2人以上の委員の署名をいただいた上で公開することとなります。つきましては、会議録に署名する委員を2人選出していただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

(議長) それでは、会議録に署名していただく委員は、名簿順で____委員と____委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員の了承を得る。)

(議長) それでは、会議録の署名は、____委員と____委員をお願いいたします。

次に、本日の流れについて、事務局から説明願います。

(事務局) はい。本市において既に作成し、公表している特定個人情報保護評価書でございますが、前回の評価より概ね5年が経過した場合、一部事務において評価の再実施を行った後に審議する必要がございます。評価の再実施に伴う評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づきまして、本審議会でご審議いただくものでございます。

つきましては、担当課であるデジタルイノベーション課から、諮問の上、御説明させていただき、御意見等をお伺いしたいと考えております。

なお、この後入室するデジタルイノベーション課から特定個人情報保護評価書の評価・点検を実施した株式会社RSコネクトの職員を説明のため同席させたいとの申出がありましたので、委員の皆様への了承をいただきたいと存じます。

(議長) ただいま事務局から説明のありました株式会社RSコネクトの職員の同席について、委員の皆様から御了承いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員の了承を得る。)

(議長) 皆様からの御了承をいただきました。特定個人情報保護評価書についての諮問及び説明のためにデジタルイノベーション課の方、市民課の方、市民税課の方、収税課の方、株式会社RSコネクトの方を入室させていただきます。

(デジタルイノベーション課等 入室)

(議長) 諮問に関する進行は、事務局にお願いします。

(事務局) それでは、デジタルイノベーション課から諮問を行います。

(デジタルイノベーション課 諮問書を読み上げ、会長に手渡す。)

(事務局) 諮問書につきましては、写しを皆様のお手元に資料1として配布してございますので御参照願います。諮問については、以上でございます。

(議長) それでは、諮問第1号について、デジタルイノベーション課から説明願います。

(デジタルイノベーション課) それでは、資料に基づきまして特定個人情報保護評価書の概要から御説明いたします。板橋と申します。お手元の資料の資料6を御覧ください。本日御審議いただきます特定個人情報保護評価書の概要について、まず御説明申し上げます。

「1. 特定個人情報保護評価書」といたしましては、平成27年に施行されましたマイナンバー制度に、特定個人情報、これは、マイナンバーを含む住所氏名等の個人情報でございますが、個人情報の漏えい等の事故を防止するため、そのリスクの分析とセキュリティ対策について記載し、その内容を明らかにするものです。地方公共団体は、個人番号利用事務ごとに保有する特定個人情報の対象人数、これは、市外に転出した住民分も含まれますので、居住していた市民が市外に転出した場合も対象でございます。それに応じまして、「基礎項目評価書」、「重点項目評価書」、「全項目評価書」を作成しまして、公表することが求められているところでございます。評価書については、先ほど言及しました3種類ございまして、その対象人数が多いほど内容を詳細に記載することとなっております。

「2. 特定個人情報保護評価の再実施」といたしましては、今回御審議いただく特定個人情報評価書を作成した地方公共団体は、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針の規定に基づいて作成した評価書を、年1回見直しを行う必要がございます。見直しの結果、水戸市におきましては、住民基本台帳に関する事務及び個人住民税に関する事務において、全項目評価対象人数に当たる30万人を超えまして、前回の評価から概ね5年が経過したため、全項目評価書の評価の再実施を行うものであります。

「3. 全項目評価書(案)の作成」といたしましては、全項目評価書の作成後は、広く住民の意見を求め、聴取した意見を十分考慮した上で見直すこととされております。さらに見直しを行った全項目評価書は、個人情報保護に関する学識経験を有する者による第三者点検を受けることが義務付けられていることから、本審議会に諮問するものでございます。

「4. 住民への意見の求め」につきましては、令和5年11月15日から同年12月15日までの期間において、パブリックコメントを実施してはりましたが、住民からの意見の提出はございませんでした。

「5. 第三者点検の実施」といたしましては、今回の全項目評価書案の内容につきましては、地方公共団体の個人情報保護や情報セキュリティに関し知見を有する委託事業者による点検を事前に実施しております。今回の議事を御審議いただくに当たりまして、資料8及び資料9の全項目評価書案のほか、委託事業者の点検結果報告書を資料

10 及び資料 11 として参考に添付しております。全項目評価書の第三者点検については、当該議事の議決をもって完了させていただきたいと思っております。

続きまして、資料 7 を御覧ください。今回水戸市が作成しました全項目評価書案について御説明いたします。

「1 全項目評価書の対象とする事務」について、まず (1) 住民基本台帳に関する事務として市民課が担当しております。内容としては、住民基本台帳の記載、転入・転居等の届出等に関するもの、住民基本台帳ネットワークに関することなどが記載されております。

(2) 個人住民税に関する事務については、市民税課と収税課が担当しております。これにおきましては、個人住民税の賦課・収納等について記載されております。

今回作成しました全項目評価書案の概要の「(1) 実施体制について」でございます。今回の全項目評価書を作成するに当たりましては、事務単位で作成することとなっておりますので、市民課、市民税課、収税課それぞれとシステム主管部署であるデジタルイノベーション課の協同で作成しております。

また、市全体の評価書の取りまとめ及び個人情報保護委員会への提出については、デジタルイノベーション課において行うこととなっております。

資料 8 及び資料 9 の記載内容の概要でございますが、表 1 のとおり、個人情報保護委員会が示す記載要領、こちらに基づきまして、本市の実態に則して各項目を記載しているところでございます。

表 1 「全項目評価書（案）の概要」を御覧ください。I から VI までの項目に分かれておりまして、基本情報から評価実施手続までの項目にわたっているところでございます。

「I 基本情報」につきましては、全体像を把握するためにどのようなシステムで構成されているか等を記載するところでございまして、右 2 つの項目の中で、住民基本台帳及び個人住民税と記載されておりまして、住民基本台帳については 7 つのシステム、個人住民税については 14 のシステムで構成されており、それぞれ概要を記載しております。

「II 特定個人情報ファイルの概要」については、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの把握のため、それぞれどのように情報を入手しているか等について記載しているところでございまして、それぞれ、住民基本台帳と個人住民税について記載しているところでございます。

「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」につきましては、特定個人情報ファイルを、どのように取り扱うかというところで、それぞれどのようなリスク対策が取られているか等を記載しているところでございます。

「IV その他のリスク対策」につきましては、実際に市が行っている自己点検、職員研修の状況について記載しております。

「V 開示請求、問合せ」につきましては、それぞれ開示等の請求先を記載しているところでございます。

「VI 評価実施手続」につきましては、昨年11月に行った意見公募手続及び第三者点検結果として本審議会の結果をもって全項目評価書に記載させていただきたいと考えております。

「3 委託事業者による点検結果」についてですが、全項目評価書の記載事項が多岐にわたっているため、事前に外部委託業者が点検を実施しておりまして、点検結果については、資料10及び資料11の特定個人情報保護評価書点検結果報告書に記載しているところでございます。本日の審議のため、株式会社RSコネクトから改めて、この場で報告をさせていただきます。

(RSコネクト)今回、特定個人情報保護評価の事前点検を担当いたしました株式会社RSコネクトの点検リーダー____と申します。よろしくお願いいたします。

まず、資料10について説明させていただきます。こちらが、住民基本台帳に関する事務の点検結果報告になります。資料8の全項目評価書をいただきまして、弊社が点検をさせていただいたという形になります。

まず「資料10 特定個人情報保護評価書点検結果報告書」1ページ目、概要を御説明いたします。デジタルイノベーション課の方が説明した内容と重複しますので、ポイントを絞ってお話しますけれども、まず、第三者点検をやらなければならないタイミングが3点ございます。1つ目が、特定個人情報ファイルに重要な変更が加えられた場合。2つ目が特定個人情報保護の対象者数等のしきい値の変更があった場合。これは、30万人を超えた場合は全項目評価書の対象となってきます。3つ目が前回の調査から概ね5年が経過した場合になります。今回の第三者点検は、3つ目の5年が経過したため、再評価をしていただく位置付けになります。その結果が、報告書の2ページ、3ページにわたり、点検内容・点検結果を記載しているところでございます。点検結果報告書には、別紙が2つあります。別紙1が変更点チェック表、別紙2が安全管理措置チェック表となっております。この2つのチェック表に基づきまして、先ほどの資料8の記載内容や、それぞれの所管課が実施されている特定個人情報の安全管理措置が適切にされているかどうかを点検いたしました。

報告書の2ページでございますが、「1. 本点検で確認した評価書」について、評価書名が住民基本台帳に関する事務で主管課が総務部市民課です。

「2. 本点検で確認した主なポイント」については、2つあります。先ほど御覧いただきました、別紙1の変更点チェック表、別紙2の安全管理措置チェック表2つの観点で今回は確認を行いました。

「3. 本点検の実施内容」は点検を実施するに当たっての手順を記載しているところでございます。

「4. 本点検の体制」ですが、点検リーダーの私を含め、点検メンバー2名、品質管理者1名の計4名で実施をいたしました。

結論の前に別紙1 変更点チェック表の見方から御説明させていただきます。今回は、今回、評価書が変更された部分に対して全部精査しまして、それから一番左側の項目、変更前・変更後という新旧表が足されています。変更の理由を1つ1つ見ていきまして、この想定されている変更が加えられているか、あとは最新の特定個人情報ガイドラインに則した変更になっているかということを確認させていただき、右側の第三者点検で、調書、判定、一次判定に対する対応状況の所見、最終判定結果という構成となっております。一番右側が、適合となっていると全てクリアして、問題ないと判定したところであります。

変更点チェック表の結論につきましては、適合と観察事項、要改善全体で37項目あるのですけれども、全て適合になりました。変更点は、公表しても問題ないという内容に改められたことを確認しました。

もう1つの資料になりますが、別紙2の安全管理措置チェック表の見方ですけれども、左側の項目が、特定個人情報ガイドラインが示す安全管理措置の項目、これに対して、第三者点検が右側の項目として、調書、判定、一次判定に対する対応状況の所見等、最終判定結果という構成になります。これも1つ1つ確認させていただいた結果、まず、一次判定の段階で判定が適合でない、観察事項というものが一部ありました。それに対して、追加のヒアリングや対応状況の確認を、また日を改めて、最初に指摘した内容が改善されているかどうかを判定させていただきました。最終判定結果が、本日の時点でどう改善が完了しているかという点ですが、一番右側です。全19項目中18項目が適合になりましたが、1つだけ、経過観察が残ってしまいました。

結果を取りまとめた結論が、資料10の一番最後のページの「5. 点検の結果」の総評です。弊社は点検の評価対象であります「住民基本台帳に関する事務」の評価書が、市が国へ公表するに当たり、1点のみ手順整備に係る経過観察が残るものの、評価書は概ねで適切な内容となっていると判断しました。対策が必要な課題は確実に対応することが望めます。なお、この結論に至るまでには、弊社は主管課と評価書に関する意見交換を重ねまして、評価書の修正に関する助言や、安全管理措置の改善提言を行っております。その結果、最終的に主管課より提出された評価書が、審査の観点で示す適切性及び妥当性で求める適合レベルになったと判断いたします。以上、「住民基本台帳に関する事務」に係る結果となります。

「個人住民税に関する事務」の結果報告書が資料11になります。資料11は、資料10と構成は同じになります。資料11の1ページ目は全く同じ内容が記載されております。2ページ目です。評価書名が、個人住民税に関する事務で、主管課が財務部市民税課です。実施した内容は、先ほど御説明した資料10と同じとなっております。評価メンバーも同じメンバーで対応させていただきました。

別紙1と別紙2も同じように添付しております。「変更点チェック表」に関しては、全25項目中、全て適合。今回の評価書の修正内容は問題がないと判定しました。

別紙2「安全管理措置チェック表」に関しては、全19項目のうち18項目が適合で、こちらも1項目だけが、経過観察となります。

その結論が、評価書本編の3ページ目の「点検結果」です。「個人住民税に課する事務」の評価書が、市が国へ公表するに当たり、運用面での、1点のみ経過観察が残るものの、評価書の記載内容は概ね適切な内容となっていると判断いたしました。対策が必要な課題は確実に対応することが望めます。

従いまして、今回、2つの事業を確認させていただき、記載内容そのものは問題ないレベルまで達したと判断します。「住民基本台帳に関する事務」については、規程の整備が課題になっております。今年度中には規程が、正式に制定されると伺っておりますので、そちらは進めていただきたい。「個人住民税に関する事務」については、マイナンバーの廃棄するタイミングが差し迫って参りました。マイナンバーの廃棄につき、廃棄するタイミングまでには態勢を整えていただいて、廃棄していただくということとなりました。以上、簡単でございますけれども、御報告は以上になります。

(デジタルイノベーション課) 株式会社RSコネクトからいただいた報告に対する対応といたしまして、資料7をご覧ください。

「4 点検結果に対する対応」について説明させていただきます。先ほど株式会社RSコネクトから「住民基本台帳に関する事務」及び「個人住民税に関する事務」に係る評価書の記載内容は概ね問題ないとの点検結果を受けております。ただし、運用面において一部経過観察となった項目について、下記表のとおり、対応を進めて参りたいと考えております。

まず、表2の項番1については、住民基本台帳の全項目評価書の運用面についての指摘でございます。確認点といたしましては、当該特定個人情報を取り扱う手順は、明確になっており、定期的に見直しされているかという点でございます。手順等については、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報のセキュリティ対策に関する規程」として、見直しを進めているところです。確実に見直しを完了させることが望まれるという御指摘をいただきました。一次判定に対する対応状況の所見等として点検結果報告書において、昨年12月28日時点では制定はされていないが、なるべく早期に改訂を終えることが望まれる、とあります。水戸市の対応としましては、現在規程の内容について見直しを進めているところでございますので、本年の3月頃の改訂に向けて取り組んでまいります。

項番2の「当該特定個人情報を取り扱う手順は、明確になっており、定期的に見直しされているか」についての課題としましては、個別の事務マニュアルがあるが、特定個人情報保護という観点だけではまとめていないため、事務マニュアルの一覧表を作成

することが望まれる、とあります。所見の中で、個人住民税に関する事務の事務マニュアルが作成されたことを閲覧により確認したこと、マニュアルの一部で、運用の修正が必要な箇所があるため、改善提言を行い、調整を進めているとあります。

運用について御指摘いただいたのが、事務マニュアルに記載のあるマイナンバーのデータ消去について、保管期間経過後の廃棄が一部システム上できないものがあるというものです。マイナンバーの消去が必要なタイミングが今年の6月からとなっております、6月までに対応をしないといけないものです。水戸市の対応としましては、システム保守ベンダーと特定個人情報ファイルから個人番号を消去する方法について協議をしているところでございます。実際に今年6月に個人番号を消去する際には、個人情報保護委員会等にも確認するなど、適切な方法を検討してまいります。

こちらで報告に対する対応についての説明は以上です。あわせて、全項目評価書案等についてのデジタルイノベーション課からの説明も以上とさせていただきます。それでは、御審議のほどよろしく願いいたします。

(議長) ただいま御説明いただきましたことについて、御意見、御質問等があれば発言願います。

(___委員) よろしいですか。

(議長) どうぞ。

(___委員) 全項目評価書案の3ページの点検結果の経過観察となっている項目についてですが、こちらの2番で、マイナンバーの削除というのは、国で認めていることと理解していいのでしょうか。以前の審議会で、削除ができないと説明を聞いた記憶があるのですけれども。削除していいものなのですか。

(デジタルイノベーション課) はい。保存期間経過後は削除となります。

(___委員) こちらは一部システム上できないものがあることというのは、できるものはあるということですか。

(デジタルイノベーション課) はい。今回示させていただいたのが、個人住民税情報におけるデータ形式、システム上の話になってしまうのですけれども、国から、定期的に課税情報の根拠資料が送られてくるのですが、マイナンバーだけ一律に消すことが難しいということがございまして、それは、人によって課税情報というのがデータ形式、データの数が異なるため取扱いが難しいものとなっています。消すこと自体はできます。た

だ、一律に消してしまうと課税上問題が生じるので、マイナンバーの消し方について、ベンダーと調整をしているところです。

(___委員) マイナンバーだけ消すのですか。その情報のデータを全部デリートするわけではないということでしょうか。

(デジタルイノベーション課) マイナンバーだけです。

(___委員) 他の情報は市に残るとのことですか。

(デジタルイノベーション課) はい。課税が必要なもので、マイナンバーだけ消さないといけないのですけれども、例えば、住宅ローン控除は、10年や13年といった期間を要するものでありますので、保存期間が異なる書類のマイナンバー情報を消す方法をベンダーと確認しながら進めているところであります。

(___委員) それについて後から弊害は出てこないものなのでしょうか。データが1つで、一部だけ消すというのが理解できなかったのですけれども。全部の情報ではなくて、一部の情報だけ削除して、残った情報を利用するというのでしょうか。残ったデータはどんどん蓄積されていくということですか。

(デジタルイノベーション課) はい。残ったデータは蓄積されていきます。保存期間が過ぎたものは削除されていきます。

(___委員) これはマイナンバーだけを削除するものですか。

(デジタルイノベーション課) マイナンバーがあるかどうかの前に、保存期間がまず経過したかどうかです。マイナンバーの有無にかかわらず、保存期間が過ぎれば、削除はされます。削除するに当たって、基本は、住民税のデータは7年の保存ということになるのですけれども、そのシートの中に、送られてくるデータの時点で、7年保存のものと10年、13年という保存期間のものが紛れておりまして、7年保存のものだけを消去するというのが、システム上難しいという状況です。

(___委員) その場合、7年であっても、10年の住宅ローン控除を受ける場合であれば10年残さなくてはいけないのではないですか。7年でマイナンバーを消去したら、リンクできなくなってしまうのでは。

(デジタルイノベーション課) データを7年経過後に一律に削除してしまうと、10年のものを削除してしまいます。

(___委員) 長い期間で消さないといけないのでは。

(デジタルイノベーション課) 例えば13年に全部合わせるということでしょうか。

(___委員) そうでないと何か不都合が出そうな気がするのですが。

(デジタルイノベーション課) もしそのやり方で、13年としていいのであれば、こちらとしても処理はしやすいです。

(___委員) 国に質問はしたのでしょうか。そういうケースで、データの一部だけ消してそれで弊害がないのかという。

(デジタルイノベーション課) マイナンバーをマスキングして、それを保有すること自体は問題ないと確認をしています。

(___委員) 住宅ローン控除を受ける人が、マイナンバーが残ったデータが消えたとしても、照合できるということですか。

(デジタルイノベーション課) はい。

(___委員) マイナンバーがなくても。

(デジタルイノベーション課) そうですね。

(___委員) なぜ照合可能なのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 市町村の中で、別に番号を振って管理をしております。マイナンバーは、国として管理するために付番しているものです。マイナンバーとは別に、市町村内で管理している宛名番号というものがありますので、そちらで紐付けがされています。

(___委員) そうなんですね。

(デジタルイノベーション課) マイナンバーが始まる前から市町村内では宛名番号で管理しており、それに対しての情報をシステム上持っているという仕組みになっています。

データを消去して問題がないかという点については、取り扱っているシステムのデータ形式がPDF形式となっております。PDFをイメージしていただいて、一部分の画像をマスキングするということになりますので、課税に影響するとか、検索できなくなったりはしません。

(___委員) そうなんですか。元データは残っているということですか。

(デジタルイノベーション課) 大元はそうですね。紐づくものとして、PDFのイメージ情報を呼び出す、そのイメージの方を変更したとしても、課税情報には影響はありません。

(___委員) 大元は残るといふことなんですか。

(デジタルイノベーション課) そうですね。必要なものについては。

(___委員) 住宅ローン控除の情報とか。

(デジタルイノベーション課) はい。

(議長) では、御質問に対する回答としてよろしいですか。

(___委員) はい。でも、結果的にはデータが蓄積されていく一方ということで、減ることはないということですね。大元のデータは、それをずっとキープして、表示されたところの一部を消すことはしても、大元は残っているということは、データとしても存在永遠に増えてく一方ということで、デリートはしないということなのですね。

(デジタルイノベーション課) データの消去については、基本的には保存期限を過ぎることによって消去していくことになるのですが、まだ期限が到来していないということと、課税に必要なものについては保存期間が7年、10年、13年と定められているところですが、その消去方法については、表2の対応の項目に記載させていただいたとおり、システムベンダーと協議中でございます。

(___委員) 消去はされていく。

(デジタルイノベーション課) はい。保存期限が過ぎたものについては消去するのは原則となっておりますので、期限が来たら消去します。

(___委員) データが消えてしまうと、ローン減税のデータも消えてしまうのですね。

(デジタルイノベーション課) 必要なものであれば、残す必要があります。

(___委員) よろしいですか。

(議長) はいどうぞ。

(___委員) 削除対象になるのはどのようなデータですか。水戸市に住み続けている人であれば、削除の対象になるとか、ならないとか、いかがですか。

(デジタルイノベーション課) 住み続けている人については、課税情報の保存期間は7年です。7年経過した場合は削除の対象になります。

(___委員) 課税情報については分かりました。マイナンバーを削除しなければならないのですよね。マイナンバーを削除しなければならないのはどのような人でしょうか。住み続けていれば課税対象ではありますが、その人は削除されないのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 削除するかしないかというのは、保存期間を過ぎているかどうか前提となります。先ほど申し上げた7年が保存期間になるのですが、データの中には10年、13年という保存期間のものが紛れていますので、7年たったら一括で削除するのは問題があります。13年という長いものに合わせるとなると、7年で削除しなければならないものがプラス6年削除できないところが今回課題となっているところでして、13年が過ぎれば基本は削除されます。

全部削除するというのはできないのですけれども、そこに至るまでに7年保存のものと10年保存のもの、13年保存のものが混ざってしまっておりますので、それを一括で削除することはできないとなっているのですが、13年たちましたらデータは消えます。永遠に残っているものではありません。

(___委員) それは転出した人ではなくて、ここにずっと住んでても13年経つと、マイナンバーは消えますよね。

(デジタルイノベーション課) 今回の場合は、個人住民税の事務に関するものになるのです

が、個人住民税は課税してから7年、10年又は13年と保存していくことになります。課税してから7年間は保存したままになります。13年経てば削除となります。

(___委員) 住民税のデータということですか。

(デジタルイノベーション課) はい。住民税に関するデータ、住民税を課税するに当たっての課税資料、それを保管することになっています。その中にマイナンバーが含まれておりますので、その部分を消去します。

(___委員) 大元のデータというわけではなく。

(デジタルイノベーション課) 大元のデータというと、その人にいくら税金をかけているかという情報です。それも保存期間が過ぎれば消去することになります。

(___委員) 2つの制度が合体しているような印象で、1つはマイナンバーの削除というのは、当該文書をマイナンバーを付すことによって紐付けられる状態から脱するという事で、もう1つは文書の保管期限が7年、10年、13年といった国のマイナンバーの運用と関係なく、行政文書としての保管期限がそれぞれ設定されている。

1つのPDFファイルで、異なるものが混在する状態をどうにかしようという話でよろしいでしょうか。

(デジタルイノベーション課) はい。

(___委員) 同じ削除や保管でも、マイナンバーと他の文書では趣旨などが違ってくところがややこしくしている原因なのかと感じています。具体的にファイルがどうなっているかイメージできていないのですが、今のやりとりを聞いて大体概ねそのように理解しました。

(___委員) よろしいですか。データの保管期間というそれぞれ決まっているものに加えて、今回マイナンバー全体のシステム改修等対応されていくと思うのですが、その際、保管期間が異なる要素を確実に消去するというような仕様は、システム導入当時からベンダーに仕様を出して納品されたのでしょうか。要するに、保管期間が5年、7年、13年とバラバラなものを使っていることは、もちろん行政の人たちには御承知のはずで、電子的なシステムを入れるとなったときに、システムベンダーにそれに対応したシステムになるよう仕様を作って発注して、納品をされたかどうか。

(デジタルイノベーション課) 画像データの中から、マイナンバーの部分だけを削除する、黒塗りにするようなイメージでとらえていただければと思うのですが、そのような仕様は、こちらのシステムにも入ってはおります。それを、例えば7年経過したものを一括で処理する機能が、今回のパッケージには、入っておりません。こちらの事務を効率化していくに当たって、ベンダーと協議しているということで先ほど御説明させていただいたとおりとなっております。大体、行政はパッケージシステムを導入しております、個別にスクラッチ的な開発をすることはあまりしてしておりません。この機会に、様々な自治体に確認したところ、やはり同じようなシステム環境ですので、水戸市以外の自治体においても、この課題というのは、出てきていると認識しております。私どもも、今回の評価を機会にベンダーとしっかり調整をしていこうと考えているところで

(___委員) 6月から消去作業が始まるということで、半年を切っているところでありますけれども、今御説明があったように、基本的には全国の市町村が同じような状況になっていると理解しますけれども、実際の工程的に間に合うというか、対応を5月までにして、6月からは実際の消去作業に入ることができる見通しというのを聞かせてください。

(デジタルイノベーション課) 件数的にも該当するものがそれなりにあると認識しておりますので、一括で対応できるのが望ましいのですが、そちらについては、事務量等も精査していきながら、対応していければと考えております。

(___委員) システムのほうが対応できない場合には。

(デジタルイノベーション課) 手作業で1つ1つ、という可能性もあると認識しております。

(___委員) 消去作業を6月から行うということ自体は、そう支障はないと。

(デジタルイノベーション課) はい。マンパワーの状況もあるので、理想としますと6月に間に合わせて対応しようとしているところですが、なるべくしっかりと当たることができるように内部の調整はしたいと考えております。

(___委員) PDFファイルを黒塗りとおっしゃいましたけれども、よく言われているのは、PDFは階層状になっておりまして、黒塗りをしても後ろに情報は残っていると、そこを全部消さないと大変だと思うのですが、対応について伺えますか。

(デジタルイノベーション課) 黒塗りというところですがけれども、システムとしてはパッケージの中で黒塗りという対応になりますので、一般的な編集ソフトでPDFの画像ファイルに黒塗りをするイメージではないので、その点は大丈夫であると認識しております。

(___委員) 資料8及び資料9についていくつか確認させていただきたいところがあるのですが。

リスク対策の項目で何か所か画面のハードコピーを取るという記載がありますけれども、例えば、本人確認情報が表示された画面にハードコピーをするときは事務処理に必要となる範囲に留めると書かれているページがあるのですが、このハードコピーというのはどのような操作をするものでしょうか。デスクトップ画面のキャプチャという理解でよろしいでしょうか。

(デジタルイノベーション課) はい。

(___委員) 今回、全項目評価書に記載するリスク対策措置の文書の事由をどこまで細かく書くかは承知していませんが、必要となる範囲に留めるという具体的な内容をこの評価書には書く必要はなく、別途業務上マニュアル記載すると。デスクトップのプリントスクリーンがありますけれども、そのハードコピーの取得が必要となったときにそれがどういうケースか、どのように取得して、データを残して、という詳細なマニュアルというものを、別途用意しているという理解でよろしいでしょうか。

(デジタルイノベーション課) はい。各課で事務取扱要領というものをまとめておまして、マイナンバーの運用については、適切に対応しております。

(___委員) 外部記録媒体、同じ個所に記載されているものですが、外部記録媒体、USBメモリへの出力に際しては、事前に所属長の承認を得ると記載されていますけれども、セキュリティ対策、リスク対策としてのルールとしては中途半端な印象です。承認を受けるのも口頭で、USBにコピーしてもいいですか、使っていいですよというレベルなのか、手間はかかりますけれど書類でやるのか、そういったことです。あと、USBメモリについて、この評価書ではUSBメモリとしか書いていませんけれどもセキュリティ用のものもありますが、それを使うということは書かれておらず、評価書に記載すべきなのかマニュアルで十分なのか。

それから、実際には非常に可搬性の高い記録媒体ですから、USBメモリに入れた後のUSBメモリのトレースについてどうしていくかというのが、ここに書くべきなのかマニュアルで十分なのかということもお伺いできればと思います。

(デジタルイノベーション課) USBメモリにつきましては、この評価書に書く必要はなく、別のマニュアルに記載すれば問題ありません。

実際の運用につきましては、パソコンにUSBメモリを使って情報を持ち出すことに関して管理ソフトを入れておりますので、持ち出しについては申請をシステムにて行い、上長の承認を得てから持ち出す形になっております。あわせて、USBメモリの使用につきましては、紙ベースの管理簿を用意しております、それぞれ使用する時間や何を持ち出すか等を記載し、最終的には上長のハンコを押して承認したことを確認するものを作っております。USBメモリの使用については、二重で管理する体制であり、定期的にチェックをしております。

(___委員) どのレベルで記載するかについて、サーバーの設置箇所については、全体的に表現として揺れがあつて、そういうものなのか、統一したほうがいいのか、作成する上で、たまたまそのような状況になったのか、そのあたりの確認をしたいですね。サーバールームのサーバーの設置について、隔離されたという表現もあるし、データセンターに設置するセキュリティ系ゲートでと結構細かく書かれているところもあつて、全体的なリスク管理の運用としては同じかなという気はするのですが、書き方の粒度に差があるなと感じました。そういうものであつてもいいということであれば構わないし、統一するのもよいかなど。改めて、どういう進め方で作成された結果の文章なのか確認させていただければと思います。

(デジタルイノベーション課) 作成に当たってはサーバー、システムなど種類に応じて作り上げていくもので、粒度に差が出ているものだと思いますが、実際には過不足なく、記載されていると認識しております。ただ、次に修正する際には書き方の統一を図ることが表現として当然望ましいと思いますので、書き方については、次回作成する際に検討させていただければと思います。

(___委員) 資料7の個人住民税の滞納整理に関してですが、例えば、住民税を支払った場合、滞納していた住民税を収税課で支払ったという場合には、いつまで残るものなのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) それぞれの課税情報の保存年限がありますので、それぞれ、地方税法等で定められた保存年限までは残ることになります。

(___委員) 自分の税金に対する履歴というのが、マイナンバーで分かるわけですよね。マイナンバーの取扱いで例えば、市営住宅や税金が未納だったら貸していただけない、ブ

ラックリストに載ってしまう。滞納情報は支払って7年で自然に消滅するものなので
しょうか。

(デジタルイノベーション課) マイナンバーの取扱いと、ブラックリストに載るなどは別の
話になります。

(___委員) そうなのですね。

(デジタルイノベーション課) はい。マイナンバーを基にしてその方の収納状況を検索する
というシステムにはなっておりません。

(___委員) これは自分で情報開示をしてみると分かるものですか。

(デジタルイノベーション課) 情報開示をして、収納関係書類にマイナンバーを記載する項
目があったとして、それが保存期間内であれば、開示文書として提出されますが、収納
関係資料にはマイナンバーの記載はなかったかと思えます。また、マイナンバーの取扱
いによって収納状況に影響があるものではありません。

(___委員) では、安心ということですね。

(デジタルイノベーション課) そうですね。

(___委員) 2ページの資料7の個人住民税のところ、本市の実態に則した状況というの
は資料にありますか。

(デジタルイノベーション課) こちらは個人住民税の評価書を御覧いただき、国が定める項
目について、水戸市において、どのようにリスク対策をしているか記載しています。

(___委員) マイナンバーを削除した後の文書では、個人識別符号以外の個人情報に残ると
いうことですね。それに基づいて、開示請求等は、情報公開センターに行けばなおも
できるという認識でよろしいでしょうか。

(デジタルイノベーション課) はい。

(___委員) 分かりました。ありがとうございます。

(委員) サーバーのバックアップについて、サーバーの中の情報と、サーバー自体のバックアップについてがあるかと思うのですけれども。

(デジタルイノベーション課) サーバー自体のデータのバックアップはもちろん、外部媒体、例えば、テープにとると同時に、データセンターとの併用ということになっておりますので、そちらにも本体がございまして、市役所にはそのバックアップ的な領域のサーバーが設置されており、二重の管理になっております。先生に御指摘いただきましたが、データももちろんですけれども、サーバー自体の体系的なバックアップというのも同時にとっておりますので、何かあったときには復旧対応もできる体制となっております。

(委員) 資料7のページ3の1番、手順の点に関して、規程の見直しをしていて、早期に終わることが求められているんですね。それでまだ終わってない。規程ができていないというのは一次点検の時期は、9月ぐらいでしょうか。この時点では整理されていなかったと思うのですけれども、実際その規程の改訂とあるので、既にもともとあったものを対応する形に修正するという形だと思うのですけれども、これが、半年経っても終わっていない、という状況を御説明いただける範囲で説明していただきたい。3月に向けて、となっているところですので。

(デジタルイノベーション課) 担当部署である市民課とシステム担当であるデジタルイノベーション課の双方の役割分担等や法的な部分で、確認しながら作成している状況です。

(委員) 毎月の定例会議の提出が遅くなっているとか、それとも整理されていない問題が芽づる式に出てきてしまっていて対応しているのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 修正の中で、新たに確認しないといけない箇所が出てくるため、それらを精査する必要がありました。

(委員) 3月に向けて見込みは。

(デジタルイノベーション課) はい。この規程は必ず策定しなければいけないと認識しておりますので、早急に進めていく所存でございます。

(委員) 年度内に改訂させないといけない。

(デジタルイノベーション課) はい。

(___委員) 今回、テーマとは少し離れているかもしれないのですが、マイナンバーカードの発行とともに紐付けがうまくいかなかった、例えば、給付金や手当をもらうための銀行口座と登録した口座が違った、一致しなかった人が違っていたとか。国民健康保険の保険証情報が別の人に繋がっていたとか、そのような問題も結構出ていると思うのですが、その影響は水戸市はなかったのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 健康保険証紐付けについては、水戸市では誤紐付けはなかったという点検結果となっております。

(___委員) ではエラーはなかったと。

(デジタルイノベーション課) そうですね。健康保険証についてはエラーはありませんでした。

(___委員) 他には児童手当だったり、交付金の連携する口座との紐付けも住基台帳との一対一の対応や不都合は全くなかったということでもよろしいのでしょうか。公金を引き受けたりする時の、銀行口座の紐付けや、それもマイナンバーカードで紐付けできるようにされたと認識しています。それが、他市とかでは、別の人に繋がったとか、そのようなエラーのようなものはありましたか。

(デジタルイノベーション課) 新聞等で御覧いただいたかもしれないのですが、水戸市の方で、マイナンバーのポイント制度であるマイナポイント制度のサポート事業を行っておりました。全国的に新聞報道がありましたけれども、前の方がマイナンバーカードの紐付け作業をしている途中で作業を止めたということで、中断された時にきちんとログオフをしなかったため次の人に紐付いてしまうという問題が発生しておりまして、その案件が水戸市においても1件ございました。

(___委員) このようなエラーが出ないような対応は何か、こちらの規程か何らかの運用のマニュアルとかには反映されるのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) ポイントの紐付けのシステムと評価書のシステムとは違うので、評価書の中でポイント制度のシステムのことを反映している訳ではございませんけれども、ポイントの紐付けシステムについては、国の方で、事件が発生した後に修正されておりまして、そういった事故が起こらないようなシステム修正がされており

ます。

(___委員) 分かりました。

(___委員) その他のリスク対策の職員研修とかそういうものも含まれるという理解でよろしいのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 今回のポイントのサポートというのは非常に一過性のもので、その時期だけのものだったので、そのポイントの紐付け作業に市役所の職員が実際に対応するというはせずに、委託業者が対応しておりました。

研修ですと、マイナンバーに触れる職員に対して、必ずパスワードIDを配布する際に研修を行っているほか、マイナンバーを扱う職員は年に1回、必ず研修を受講するといったルールに基づき運用をしているところでございます。

(議長) そのほか、よろしいでしょうか。それでは、審議に移りたいのですけれども、対象事務の主管部署の皆さんとデジタルイノベーション課の方、株式会社RSコネクトの方は退室願います。

(デジタルイノベーション課等 退室)

(議長) 今回は個人情報保護に関する全項目評価となります。お手元の評価書案が適正かどうかの審議ということになります。この全項目評価書案で納品するかどうかの審議をさせていただくということで、先ほどいくつか御質問が出た部分もありますが、一応説明はされたということでよろしいでしょうか。

(___委員) 気になるのは、締め切りがある中で、年度内、システムの対応はベンダーとの協議を進めていると思うのですけれども、実際の業務、今回の評価の業務に対応するための環境が果たしてどうか、6月にかかると手作業も辞さないような話をされていましたが、それでよしとするのか。

(議長) 先ほどの御回答を聞いていると、これはかなり経過観察の期間が必要かと。

(___委員) そうですね。

(議長) 情報の消去というのはシステムの的に難しいものがあるのでしょうかね。

(___委員) 規程のほうは取り組んでいただいて。

(議長) 今回はその評価書案が出ていますので、これで評価ということで、承っておいて、経過観察は経過観察としてまた見ていくかどうかということになるかと。個人情報保護とは別にまた、情報開示の問題で話が出ましたけれども、あくまで今回は、特定個人情報の保護の評価ということでございまして。

ただいくつか質問が出たリスクに対する対応の表現の問題が、統一したほうがいいかどうか。変える必要があるんだという御意見があれば、承って。

(___委員) 先ほど私が申し上げた情報開示についての評価書の項目については、全く無関係というわけではございませんけれども、経過観察事項ということではないので、このままで問題ないかと。

(___委員) 適合と経過観察があって、経過観察の1番、国に公表しても問題ないかとは思いますが、つぶさなければいけないなどありますか。

(事務局) 経過観察というという前提でこの評価書は作成しているという状況で、先ほど説明をしたRSコネクトでも観察という前提で、評価書としては問題ないということを確認をしているところです。

(___委員) これは経過観察の箇所について、改善しました、問題をクリアしましたというのは、別途審議会への報告というのは。

(事務局) まず、審議会としての審議いただく内容ではなく、今回はあくまで評価書の適切性を判断していただくものとなります。ただ、実際にどうしたのかというのは事務的なものになってしまい、適正かどうかというのは、扱いとしていいかどうかという話になるところですが、この資料にある国の個人情報保護委員会に聞きながらやるとある部分なので、判断するというよりは、国と協議しながら進めていくという。

(___委員) 分かりました。

(事務局) 評価書自体は今回、適切だという御意見をいただいたとしても、報告を求めることは可能です。対応した後に、今後報告されたいというような表現を付け加えることは可能です。

(議長) 評価書ですからね。そういう評価でよいのかという面で言うと。

(___委員) それを言えば、一応はよいのですけれども、リスク対策の文言の粒度が果たして評価書として十分なのか。いわゆる、マニュアルで許されているので、と伺いましたけれども、個人的には所属上長の承認を得ることになっているということだけだと、少し中途半端かと思います。いいですか、いいですよというそれだけでも捉えられるので、詳細については、別途マニュアルに記載しているなど書いたほうが本当はよいのではと思いますけれども。

(議長) そうすると評価書の他にマニュアルも作らなくてはいけなくなってしまいますね。

(___委員) マニュアルというのが別途あると御回答いただいていますので、それを評価書に示すとか。

(議長) 別途マニュアルと書くとマニュアルを添付する必要があるかと思います。ですので漠然とした表現にとどまったのかもかもしれませんね。

(___委員) 上の承認を得ているというのは、全部そうなのではないのかと思います。本当はもう少し、細かく書いてもよいのではないかという印象はあるのですが、粒度の話なので、例えばハードコピーの必要な範囲というのも必要な範囲はどこかと、個人的には思いますけれども。評価書として、一応具体的要素ではきれいに出ていると思います。

(議長) 画面のハードコピーはPDF化されるのでしょうか。

(___委員) 画像ファイルとなります。

(議長) 画像ファイルに直すのですね。それをハードコピーというのですね。

(___委員) それとスクリーンセーバーとディスプレイが私としては気になる。評価書の審議として影響がないのであれば。

(議長) 影響はないんでしょうけれども、確かにマニュアルでやっているとはぶんあまり細かく書けない部分があるのかと。

(___委員) あまり細かく決めるとケースバイケースで対応が難しくなる。ある程度抽象的にぼかしているのも必要では。

(議長) ここで細かく評価で書いた部分というのはこの対策が取られていないという特定をしている部分で、マニュアルに任せてしまうと消えてしまう部分。たぶん、マニュアルをもってしてもケースバイケースなのではないでしょうか。

(___委員) 最低限はこうあるべきだということはクリアしている。情報の種類によってはもっと慎重な配慮をしないとイケない場面もあるかもしれないですけど。スクリーンセーバーは長時間にわたり、という点で長時間は何分かというのはここには書いていない。写すものや取り扱うものによっても違うと思うので、できれば、早くスクリーンセーバーが作動するようにしたほうが良いところとそうでないところがあるのではないでしょうか。

(議長) 気になるならば、そういったところでいいだろうということで。この評価でよろしいということならば口頭で答申をさせていただければと。それでは、答申案をお示しします。

(答申案 配布)

(事務局) 今配布したものは、評価書が適切だという案になりまして、これに意見を付すということはもちろん可能です。経過観察となった項目に関して、対応した場合は、本審議会に報告されたいと求めることはできます。

(議長) 報告はもらったほうが良いですよ。答申はこれとして、答申に加えるわけではないのですか。

(事務局) これは事務局から担当課へ、必ずやってくださいと伝えることもできますし、この答申案の中に追記する書き方をすることも可能です。

(___委員) 答申案に追記したほうが良いと思います。

(事務局) では、お時間いただきまして、追記したものを配布させていただきます。いま、少しお待ちいただくとして、御報告の方法なのですが、もう一度皆様に集まっておくと、また、日程調整等ございますので、水口会長に御一読いただいた後に、各委員様にお配りするという形でもよろしいでしょうか。

(委員の了承を得る。)

(___委員) 項番1は、規程。規程が修正して、策定されたかどうかとか、策定されたら策

定されたと報告をいただいて、項番2についてはシステムの改修の話なので、どのように改修したかと概要というか、私もある程度は分かるかもしれませんが、あまり細かい話をさせていただくというよりも、速やかに改修して動かさなければならないものなので、ベンダーと対応してもらい、システム改修が終わり、削除作業に入れることになりました、という報告くらいで十分なのですけれども。

(事務局) はい。順番的に1番が先になると思いますが、1番ができ次第報告をいただいて、皆様に御連絡する。2番が終わったらまた報告いただいて皆様に御連絡する、という形でよろしいでしょうか。

(議長) 時間がかかりそうですものね。

(議長) 元のデータは残る。

(___委員) 部分的に削除して。一括して、例えば10万件みたいな。今のシステムでは、難しいと。やはり、効率的には一気に削除したい。うまくやるシステムが難しい。

多くの市町村で同じようなケースがあるようですけれども。おそらく水戸市に入っているパッケージと同じような市町村が多いと思いますけれども。ベンダーのほうはパッケージの根本をバージョンアップしなければならない話なのかと。個別に水戸市にカスタマイズしているから水戸市専用の修正パッケージをお願いできることではなく、結局はベンダーの問題というか。

(事務局) この同じベンダーの製品を使っている市町村の共通した課題になりますね。

(休憩 答申案の書面修正後、各委員に配布)

(議長) 答申案が出来上がりました。こちらが答申案ですが、御意見いただいて審議したいと思います。

(___委員) されたい、という表現を報告するものとする、というのはいきすぎですか。

(副会長) 審査会では「されたい」という表現が一般的かと。

(議長) 審議会として意見を述べる形で。

(事務局) しかし、御意見は無視できませんので。

(議長) では、されたい、の形で大丈夫ですか。

(各委員) はい。

(休憩)

(議長) デジタルイノベーション課の方に入室していただきます。

(デジタルイノベーション課 入室)

(議長) では読み上げてよろしいでしょうか。

(議長答申)

(議長) デジタルイノベーション課の方は退出していただいて結構です。

(デジタルイノベーション課 退室)

(議長) それでは以上を持ちまして、令和5年度第1回個人情報保護審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

